

○ 高齢者に対する交通安全活動等の更なる推進について

(令和8年3月18日付け 香交企第47号)

県警察では、高齢者の交通死亡事故抑止対策の一環として、これまで「高齢者に対する反射材着用促進活動の推進について」(令和8年1月19日付け香交企第10号。以下「旧通達」という。)に基づき、様々な機会を通じて高齢者等に対する注意喚起及び反射材貼付活動(なんしょんな作戦)を推進してきたところであるが、依然として高齢者の歩行中における事故は後を絶たない状況である。

今後、社会全体の高齢化が進展する情勢下において、更に交通死亡事故を抑止するためには、高齢者に対する反射材貼付活動の推進はもとより、声掛け時に今後も継続して指導を要すると思料される高齢者を把握するとともに、特異行方不明者として取扱った高齢者等(以下「要継続指導高齢者」という。)に対するきめ細かな指導・助言等が肝要である。

そこで、各位にあっては、下記項目に沿った高齢者に対する交通安全活動等を更に推進し、実効ある交通死亡事故抑止対策に向けて取り組まれない。

なお、本通達は令和8年4月1日から運用することとし、旧通達は、本通達の実施をもって廃止する。

記

1 なんしょんな作戦の実施

(1) 対象者

65歳以上の高齢者のうち、信号無視や通行車両の直前直後を横断する歩行者、交差点で一時停止や左右の安全確認をしない自転車利用者など、路上において交通事故に繋がる危険な行動をとる者

(2) 活動要領

交通指導取締り、巡回連絡及び警ら等、平素の警察事象において、昼夜を問わず上記対象者を認めたときは、下記要領に従い活動すること。

ア 指導・助言等

現に危険な行動をとっている場合、機を失することなく、交通手段及び危険行動に応じた具体的な注意喚起及び指導・助言を行うこと。

イ 反射材着用促進

対象者のうち、歩行者及び自転車利用者に対しては、反射材の着用効果を説明した上で、靴、杖、歩行補助車、自転車等に本人の了解を得て反射シール等を貼付・取付けし、了解を得られない場合には反射材用品を配布すること。

(3) 報告要領

地域警察官等は、本通達に基づき、高齢者に対する反射材貼付等の措置を講じたときは、注意報告等により所属長に報告することとする。

なお、対象者の人定事項については、要継続指導高齢者に該当する場合を除き、性別及び推定年齢の把握に留めること。

関係所属長は、なんしよんな作戦実施及び反射材貼付・配布状況等について、当月分の件数を集計したうえで、様式2（高齢者等に対する指導実施状況等調査表）により、翌月5日までに交通企画課長に報告すること。

また交通教室交通キャンペーンで各種反射材等を配付した場合は、様式1（交通事故抑止対策一覧表）に確実に入力すること。

(4) その他（配意事項）

管内において、路上で高齢者が危険行動をとる可能性がある場所

- ・ 車両及び人の横断が可能な中央分離帯の開口部
- ・ スーパーや公民館等、高齢者の往来が予想される施設付近
- ・ 民家と田畑が両側に混在する道路 等

を把握し、情報共有を図るとともに、安全な交通環境の整備につながる施策が行えるよう効果的な活動に努めること。

2 要継続指導高齢者に対する指導

(1) 対象者

ア 上記1(1)記載の対象者のうち、指導・助言等を頑なに拒むあるいは理解を示さない等、交通安全行動が見込めないと思料される者

イ 事故遭遇・自救無能力者の特異行方不明者として取扱った高齢者や、認知症その他の理由により今後交通事故その他何らかの被害にかかる虞があると思料される高齢者

ウ 免許更新時における認知機能検査又は臨時認知機能検査において「認知症のおそれあり」とみなされた高齢者（包括支援センターへの情報提供対象者）

エ 県内に居住している75歳以上の者で、過去半年以内に第1当事者となる交通事故を2回以上起こす等、高齢運転者として支援が必要とされる者（「高齢運転者支援プログラム」対象者）

オ その他、警察官において、今後も継続指導が必要であると判断する高齢者

(2) 活動要領

通常のなんしよんな作戦対象者と同様の措置を講じた上で、

- ・ 今後警察による継続的な指導を行うこと
- ・ 家族に対する危険防止措置への協力依頼と継続指導を実施することについて説明・周知すること。

(3) 報告要領

対象者を発見し、上記(2)の対応をしたときは、様式3（要継続指導高齢者発見報告）を作成し、管内居住者である場合は、警察署各課で情報共有を図り、管外居住者の場合は、交通企画課長に報告することとする。報告を受けた交通企画課長は、居住地を管轄する警察署に報告し、上記(2)の対応を依頼することとする。

(4) その他（配意事項）

要継続指導高齢者への対応は、対象者のみへの指導等に留めることのないよう、家族・親類等同人の監護者との面接に努めるとともに、交通事故その他被害からの防止措置に対する十分な協力依頼を徹底すること。

3 留意事項

(1) 丁寧な対応と説明

対象となる高齢者等は、善良な市民であることから、声掛け等を行うときは、相手に不快感を与えることがないように、言動には十分に注意すること。

なお、必要に応じて、交通事故防止に関する指導のほか、特殊詐欺等犯罪被害の防止に関する指導も行うこと。

(2) 受傷事故防止

声掛けや反射材の貼付等を行うときは、道路状況に応じて歩道上等安全な場所に移動する等の適切な措置を執り、高齢歩行者等の安全確保に万全を期すこと。

(3) 個人情報の保護

要継続指導高齢者の人定事項は、重要な個人情報を含むことから、原則として訪問時には携行しないこととするが、効果的な支援のために必要がある場合は、最小限度に留めることとし、個人情報が含まれる資料の紛失等のもとより、他人の目に触れる等情報漏洩の防止に十分注意すること。

(4) 工夫を凝らした情報収集の徹底

本通達の目的を達成するためには、要継続指導高齢者を把握することが重要であり、まずはその情報収集が肝要である。

よって、あらゆる活動を通じて情報収集に努めるとともに、地域交通安全活動推進委員協議会等関係機関と連携するなど、創意工夫を凝らし、要継続指導高齢者に関する情報収集に努めること。

4 関係資料の取扱い

各警察署は、交通企画課が作成した要継続指導高齢者の関係資料について、「香川県警察における情報セキュリティに関する訓令」（平成19年香川県警察本部訓令第24号）及び同訓令に基づく規程に定めるとこ

ろにより、本部との共有フォルダ等一部のアクセス権限を有する者のみが確認できる場所に保存するとともに、アクセス権限保有者を限定することで、適正に管理すること。

5 表彰

本通達に基づき、高齢者に対する反射材着用推進活動及び要継続指導高齢者の発見報告についての実績が優秀であり、高齢者の交通事故防止に寄与した者に対し、概ね四半期ごとに表彰を行うものとする。

(別添 省略)